

韓国知的財産ニュース 2023年3月後期

(No. 483)

発行年月日：2023年4月4日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、3月16日から31日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案
(議案番号：2120741)
- 1-2 商標法の一部改正法律案 (議案番号：2120764)
- 1-3 「弁理士法施行令」の一部改正令(案)の立法予告
(特許庁公告第2023-67号)
- 1-4 「弁理士法施行規則」の一部改正令(案)の立法予告
(特許庁公告第2023-68号)
- 1-5 特許庁とその所属機関の職制の一部改正令案の立法予告
(行政安全部公告第2023-494号)
- 1-6 デザイン保護法の一部改正法律案 (議案番号：2120925)
- 1-7 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律
(法律第19289号)
- 1-8 「特許庁とその所属機関の職制施行規則」の一部改正令案の立法予告
(特許庁公告第2023-110号)
- 1-9 韓国特許庁、有名商標に対する先使用者保護規定を制定

関係機関の動き

- 2-1 韓国特許庁、技術流出の防止のためにオーダーメイド型相談を強化する
- 2-2 韓国特許庁、学習用品の知的財産権虚偽表示677件を摘発
- 2-3 韓国特許庁、韓国企業苦しめる海外『NPE』への対応策を発表
- 2-4 「2023国民安全発明チャレンジ」のアイデアを受け付ける
- 2-5 韓国特許庁、韓国企業の知的財産権保護説明会を開催
- 2-6 韓国特許庁、「知的財産とイノベーション」第6号を発刊

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 韓国特許庁、輸出企業向け「特許紛争リスク警報システム」を公開

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 「2023D2B デザインフェア」参加企業を募集

その他一般

- 5-1 特許電子出願サービス、より簡単で便利になる

法律、制度関連

1-1 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2120741）

議案情報システム（2023.3.17.）

議案番号：2120741

提案日：2023年3月17日

提案者：ヤン・グミ議員外9人

提案理由及び主要内容

他人の有名商標を無断で使用する等の不正競争行為や営業秘密を侵害する行為は、企業と製品が長い間維持してきた競争力を一瞬で喪失させる結果をもたらしかねないため、強力な犯罪抑制手段とともに効果的な被害防止手段が必要である。

ところが、現行法によれば、犯罪行為による法人と自然人に対する罰金刑の水準が同一である。また、営業秘密侵害罪の場合、法人に対する公訴時効の期間が個人の行為者に比べて低いため、組織的な犯罪行為を抑えがたいだけでなく、営業秘密侵害罪が認められても侵害行為により発生した物品とその製造設備に対する没収規定が定められておらず、2次被害の防止にも限界があるとの指摘がある。

そのため、不正競争行為の犯罪や営業秘密侵害罪に対する法人の罰金刑を行為者比3倍に強化し、営業秘密侵害罪に対する法人の公訴時効を行為者と同一にすることで組織的な犯罪行為を抑える一方、営業秘密侵害行為により発生した物品とその製造設備に対しては、没収規定を設けることで2次被害を予防しようとするものである（案第19条、第18条の5及び第19条の2それぞれ新設）。

法律第 号

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第18条の5を次のように新設する。

第18条の5（没収等）①第18条第1項各号又は第3項各号のいずれかに該当する行為に基づいて製作した物品又はその物品の製作に使用した設備や装置（以下「物品等」という。）は、没収する。ただし、被害者の要請がある場合、大統領令で定めるところにより、当該物品等を被害者に渡すことができる。

②被害者が第1項ただし書により物品等を渡された場合は、その物品等の価額を超える損害額に対してのみ損害賠償を請求することができる。

第19条本文中「法人又は個人にも」を「法人には当該条文に規定している罰金刑の3倍以下の罰金刑を、その個人には」に改める。

第19条の2を次のように新設する。

第19条の2（公訴時効に関する特例）第19条による行為者が第18条第1項又は同条第2項の適用を受ける場合は、第19条による法人に対する公訴時効は、10年が過ぎれば完成する。

附 則

第1条（施行日）この法律は、公布の日から施行する。

第2条（没収に関する適用例）第18条の5の改正規定は、この法律の施行後に発生した犯罪行為から適用する。

第3条（公訴時効に関する経過措置）この法律の施行前に犯した罪に対しては、第19条の2の改正規定にもかかわらず、従前の規定に従う。

1－2 商標法の一部改正法律案（議案番号：2120764）

議案情報システム（2023. 3. 20.）

議案番号：2120764

提案日：2023年3月20日

提案者：ク・ジャグン議員外9人

提案理由

出願商標が「商標法」第34条第1項第7号又は第35条第1項に定める他人の先願（先登録）商標と同一・類似の場合は、商品の出所につき誤認混同をきたすおそれがあるという理由で商標登録が拒絶されており、2022年、拒絶理由がある商標登録出願のうち「商標法」第34条第1項第7号又は第35条第1項に該当する出願は約40%に上り、そのうち約82%は個人・

小規模事業者・中小企業等が出願した件に当たる。

また、先登録商標の商標権者が取引市場で出願商標と商品の出所につき誤認混同がないと判断して出願商標の商標登録に同意するとしても、現行の「商標法」はそれを認めていないことから、出願人は迂回手続き（他人の商標権を譲り受けて登録し、それを再度譲り渡す方式）を通じて商標を登録するという不便がある。

一方、審査官により商品の出所につき誤認混同をきたすおそれがあるという判断から商標登録が拒絶されたにもかかわらず、実際の取引市場では商標が共存する場合があるため、審査官による商品の出所につき誤認混同をきたすおそれがあるか否かの判断のみをもって出願商標の商標登録の可否を決めることには限界があるとの批判がある。

そのため、出願商標が他人の先登録商標と同一・類似で、商標登録の拒絶理由があるとしても、先登録商標の商標権者が出願商標の商標登録に同意すれば、商標を登録できるようにすることで審査過程において実際の取引社会の事情を考慮できるようにし、出願人が迂回手続きを通じて商標を登録するという不便を解消する一方、個人・小規模事業者・中小企業等の商標登録の可能性を高められるようにしようとするものである。

主要内容

- イ．先願（先登録）商標権者の同意による拒絶理由解消事由の規定（案第34条第1項第7号ただし書及び第35条第1項ただし書新設）。
- ロ．先願（先登録）商標権者の同意により登録された商標が不正競争の目的で使用される場合、商標登録取消事由として規定（案第119条第1項第5号の2新設）し、取消審判の除斥期間を規定（案第122条第2項）。

法律第 号

商標法の一部改正法律案

商標法の一部を次のように改正する。

第34条第1項第7号中「使用する商標」を「使用する商標。」に改め、同号にただし書を次のように新設し、同条第3項各号以外の部分中「第3号まで及び第5号から」を「第3号まで、第5号、第5号の2及び第6号から」に改める。

ただし、その他人から商標登録に対する同意を得た場合（同一の商標として、その指定商品と同一の商品に使用する商標に対して同意を得た場合は除く。）には、商標登録を受けることができる。

第35条第1項にただし書を次のように新設する。

ただし、先に出願した者から商標登録に対する同意を得た場合（同一の商標として、その指定商品と同一の商品に使用する商標に対して同意を得た場合は除く。）には、後に

出願した者も商標登録を受けることができる。

第119条第1項に第5号の2を次のように新設する。

5の2. 第34条第1項第7号ただし書又は第35条第1項ただし書に基づいて登録された商標の権利者が自己の登録商標の指定商品と同一・類似の商品に、不正競争を目的に自己の登録商標を使用することで需要者に商品の品質の誤認を生じさせたか、又は他人の業務に関わる商品との混同を生じさせた場合

第122条第2項中「第119条第1項第1号・第2号・第5号」を「第119条第1項第1号・第2号・第5号・第5号の2」とする。

附 則

第1条（施行日） この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（商標の共存に関する適用例） 第34条第1項第7号ただし書、第35条第1項ただし書、第119条第1項第5号の2及び第122条第2項の改正規定は、この法律の施行後に出願する商標登録出願、変更出願、分割出願及び指定商品追加登録出願から適用する。

新旧条文対照表

| 現行 | 改正（案） |
|---|--|
| <p>第 34 条（商標登録を受けることができない商標）①第 33 条にもかかわらず次の各号のいずれかに該当する商標については、商標登録を受けることができない。</p> <p>1. ～6.（略）</p> <p>7. 先願による他人の登録商標（登録された地理的表示団体標章は除く。）と同一・類似の商標で、その指定商品と同一・類似の商品に使用する商標（ただし書新設）</p> <p>8. ～21.（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③商標権者又はその商標権者の商標を使用する者は、第 119 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号から第 9 号までの規定に該当するとの理由で商標登録の取消審判が請求され、その請求日以後に次の各号のいずれかに該当するようになった場合、その商標と同一・類似の商用〔同一・類似の商標（地理的表示団体標章の場合には同一であると認められる商標をいう。）を指定商品として再び登録を受けようとする場合に限定する。〕に対しては、その該当するようになった日から 3 年を経過した後に出願してこそ商標登録を受けることができる。</p> | <p>第 34 条（商標登録を受けることができない商標）①_____</p> <p>_____。</p> <p>1. ～6.（現行に同じ）</p> <p>7. _____</p> <p>_____</p> <p>_____使用する商標。ただし、その他人から商標登録について同意を受けた場合（同じ商標で、その指定商品と同一の商品に使用する商標について同意を受けた場合は除く。）には、商標登録を受けることができる。</p> <p>8. ～21.（現行に同じ）</p> <p>②（現行に同じ）</p> <p>③_____</p> <p>_____</p> <p>_____第 3 号まで、第 5 号、第 5 号の 2 及び第 6 号から</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> |

| | |
|---|--|
| <p>1. ～3. (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>第 35 条 (先願) ① 同一・類似の商品に使用する同一・類似の商標について、異なった日に二以上の商標登録出願がある場合には、先に出願した者だけがその商標の登録を受けることができる。<u>〈ただし書新設〉</u></p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>第 119 条 (商標登録の取消審判) ① 登録商標が次の各号のいずれかに該当する場合には、その商標登録の取消審判を請求することができる。</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p><u>〈新設〉</u></p> <p>6. ～9. (略)</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p>第 122 条 (除斥期間) ① (略)</p> | <p>1. ～3. (現行に同じ)</p> <p>④ (現行に同じ)</p> <p>第 35 条 (先願) ① _____ _____ _____。<u>ただし、先に出願した者から商標登録について同意を受けた場合 (同じ商標で、その指定商品と同一の商品に使用する商標について同意を受けた場合は除く。)</u>には、後に出願した者も商標登録を受けることができる。</p> <p>②～⑤ (現行に同じ)</p> <p>第 119 条 (商標登録の取消審判) ① _____ _____ _____。</p> <p>1. ～5. (現行に同じ)</p> <p><u>5 の 2. 第 34 条第 1 項第 7 号ただし書又は第 35 条第 1 項ただし書に基づいて登録された商標の権利者が自己の登録商標の指定商品と同一・類似の商品に、不正競争を目的で自己の登録商標を使用することから、需要者に商品の品質の誤認を生じさせるか、又は他人の業務に係る商品との混同を生じさせる場合</u></p> <p>6. ～9. (現行に同じ)</p> <p>②～⑦ (現行に同じ)</p> |
|---|--|

| | |
|--|---|
| <p>②第 119 条第 1 項第 1 号・第 2 号・第 5 号、第 7 号から第 9 号まで及び第 120 条第 1 項に該当することを事由とする商標登録の取消審判及び専用使用権若しくは通常使用権登録の取消審判は、取消事由に該当する事実がなくなった日から 3 年を経過した後は請求することができない。</p> | <p>第 122 条（除斥期間）①（現行に同じ）</p> <p>②第 119 条第 1 項第 1 号・第 2 号・第 5 号・第 5 号の 2</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> |
|--|---|

1-3 「弁理士法施行令」の一部改正令（案）の立法予告（特許庁公告第 2023-67 号）
 電子官報（2023.3.23.）

特許庁公告第 2023-67 号

「弁理士法施行令」の一部改正令（案）を立法予告するに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第 41 条に基づいて次のとおり公告します。

2023 年 3 月 23 日
 特許庁長

「弁理士法施行令」の一部改正令（案）の立法予告

1. 改正理由

弁理士 2 人以上の合同事務所の開設根拠を新設し、合同事務所の設置等を特許庁長に申告するようにする等の内容に「弁理士法」が改正されたことを受け、合同事務所設置の申告に必要な事項等、法律に委任している事項を定める一方、特許庁長の業務のうち大韓弁理士会に委託する業務の範囲に合同事務所関連業務を追加しようとするものである。

2. 主要内容

- イ. 合同事務所の設置等関連規定を新設（案第 13 条の 2）
 合同事務所設置の申告時に申告書とともに合同事務所の運営に関する規約を提出するようにし、規約の具体的な内容及びその他合同事務所の設置・運営等に必要な事項は産業通商資源部令に委任する
- ロ. 大韓弁理士会委託業務の範囲に合同事務所関連業務を追加（案第 24 条第 2 項）
 特許庁長の業務のうち大韓弁理士会に委託する業務の範囲に合同事務所の設置等に

関わる業務を追加する

3. 意見提出

この改正案について意見がある機関・団体又は個人は、2023年5月2日までに国民参加立法センター (<http://opinion.lawmaking.go.kr>) を通じてオンラインで意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長に提出してください。

イ. 予告事項に対する賛成又は反対意見（反対の際はその理由を明示）

ロ. 氏名（機関・団体の場合は、機関・団体名と代表者名）、住所及び電話番号

ハ. その他の参考事項等

※提出意見の送り先

一般郵便：大田広域市西区庁舎路 189（屯山洞）政府大田庁舎 4 棟 1803 号（〒35208）

電子郵便：kipoknk@korea.kr

Fax：(042) 472-3421

4. その他事項

改正案に対する詳細は、特許庁産業財産人材課（電話 042-481-5183、Fax 042-472-3421）にお問い合わせください。

1-4 「弁理士法施行規則」の一部改正令（案）の立法予告（特許庁公告第 2023-68 号）

電子官報（2023. 3. 23.）

特許庁公告第 2023-68 号

「弁理士法施行規則」の一部改正令（案）を立法予告するに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第 41 条に基づいて次のとおり公告します。

2023 年 3 月 23 日

特許庁長

「弁理士法施行規則」の一部改正令（案）の立法予告

1. 改正理由

弁理士 2 人以上の合同事務所の開設根拠を新設し、合同事務所の設置等を特許庁長に申告するようにする等の内容に「弁理士法」及び同法施行令が改正されたことを受け、合同事務所に関わる申告の手続きや書式の作成等、法律に委任している事項とその施行に必要な事項を定める一方、現行制度の運営上現れた一部の不備を改善・補完しようとするも

のである。

2. 主要内容

イ. 合同事務所の設置・変更・解散申告の手続き及び合同事務所運営規約の内容を新設（案第 11 条）

「弁理士法施行令」（第 13 条の 2 第 2 項）から委任された①合同事務所の設置・運営等に必要な事項、②合同事務所運営規約の内容に対する規定を設ける

ロ. 資格証様式の整備及び英文登録証を新設（案別紙第 2 号及び第 7 号書式）

弁理業界要望の管理及び行政実務に対する予測可能性を高めるため、資格証の様式を整備し、英文登録証の書式を新設する

ハ. その他書式番号の変更等（案第 11 条の 4 及び第 11 条の 5）

合同事務所の開設に係る書式の新設に伴う従来の書式番号を変更する

3. 意見提出

この改正案について意見がある機関・団体又は個人は、2023 年 5 月 2 日までに国民参加立法センター (<http://opinion.lawmaking.go.kr>) を通じてオンラインで意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長に提出してください。

イ. 予告事項に対する賛成又は反対意見（反対の際はその理由を明示）

ロ. 氏名（機関・団体の場合は、機関・団体名と代表者名）、住所及び電話番号

ハ. その他の参考事項等

※提出意見の送り先

一般郵便：大田広域市西区庁舎路 189（屯山洞）政府大田庁舎 4 棟 1803 号（〒35208）

電子郵便：kipoknk@korea.kr

Fax：(042) 472-3421

4. その他事項

改正案に対する詳細は、特許庁産業財産人材課（電話 042-481-5183、Fax 042-472-3421）にお問い合わせください。

1 - 5 特許庁とその所属機関の職制の一部改正令案の立法予告（行政安全部公告第 2023-494 号）

電子官報（2023. 3. 24.）

行政安全部公告第 2023-494 号

特許庁とその所属機関の職制の一部改正令案を立法予告するに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第 41 条に基づ

いて次のとおり公告します。

2023年3月24日

行政安全部長官

特許庁とその所属機関の職制の一部改正令案の立法予告

1. 改正理由及び主要内容

特許庁に不正競争行為の根絶のために必要な人員1名（5級1名）、商標・デザイン審査を強化するために必要な人員1名（6級1名）、国家コア技術関連特許の管理のために必要な人員1名（7級1名）をそれぞれ増員し、高品質な審査サービスの提供による半導体技術分野の速やかな特許出願等の審査を支援するために、2024年12月31日まで存続する一時的な組織として半導体審査推進団を新設するに伴って特許庁の所属機関である特許審判院の定員1名（高位公務員団1名）を特許庁に配置し、効率的な組織運営のために特許庁の所属機関である特許庁ソウル事務所の定員1名（5級1名）を特許庁に配置する一方、特許庁の下部組織の名称を変更することで分掌事務の一部を調整しようとするものである。

2. 意見提出

制定案について意見がある機関・団体又は個人は、2023年3月27日までに統合立法予告センター (<http://opinion.lawmaking.go.kr>) を通じてオンラインで意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を行政安全部長官に提出してください。

- イ. 予告事項に対する賛成又は反対意見（反対の際はその理由を明示）
- ロ. 氏名（機関・団体の場合は、機関・団体名と代表者名）、住所及び電話番号
- ハ. その他の参考事項等

※提出意見の送り先

（〒35208）

一般郵便：世宗特別自治市トゥム6路42政府世宗庁舎中央棟1319号、行政安全部組織診断課

電子郵便：mariz@korea.kr

Fax：044-204-8923

3. その他事項

改正案に対する詳細は、行政安全部組織診断課（電話：044-205-2322、Fax：044-204-8925）にお問い合わせください。

議案番号：2120925

提案日：2023年3月28日

提案者：ハン・ビョンド議員外9人

提案理由

現行の法令上、デザインの対象となる物品とは、「独立性のある具体的な物品として有体動産を原則」としており、2000年以降は物品の部分、画像及び書体も物品の範囲に含まれるように法改正が行われた。

ところが、最近、特定の物品や製品に限定せず、形状や模様が強調される2次元的な視覚デザインが従来の製品デザイン以上に重要視されている点を周知し、グラフィックシンボルのような2次元的な視覚デザインに対してもデザインの対象領域に含めて保護すべきであるとの意見が台頭している。

また、現行法は、特許庁に登録されているデザイン権の保護範囲に対し、デザイン登録願書の記載事項とその願書に添付された図面・写真又は見本、そして図面に書いてあるデザインの説明に沿って表現されているデザインに基づいて定めるよう規定しているが、これは、デザイン権の保護範囲を設定するための客観的な判断資料に対する規定に過ぎず、実際的な保護範囲は、出願人がデザイン登録願書に記載した当該物品のみに限定される。一方、最近のデザインのトレンドは一つのデザインが様々な用途の物品に適用（One-source, Multi-use）されるものであるが、このような多用途デザインが権利として保護されるには適用可能な全ての物品に対してそれぞれ出願登録しなければならないため、出願人としては時間と費用がたかさんかかるだけでなく、出願人が前もって出願登録できなかった物品に第三者がデザインを盗用する場合、しかるべき制裁手段がない状況である。

さらに、現行法によると、デザイン権の登録手続きを進めようとする者は、特許庁長又は特許審判院長に提出する電子文書に提出人を識別できる電子署名をすることができるが、その電子署名の法的意味が不明であるとの指摘がある。

そのため、デザインの対象領域を拡大し、登録デザインの保護範囲を具体的に定める一方、電子署名の定義を「電子署名法」に基づく電子署名へとより明確に規定しようとするものである。

主要内容

イ. デザインの対象となる物品の範疇に2次元的な視覚デザインであるグラフィックシンボルを含める（案第2条第1号、案第2条第2号の3新設）。

- ロ. 特許庁長又は特許審判院長に提出する電子文書において提出人を識別できるようにする電子署名に対し、その定義を具体化する（案第31条第1項）。
- ハ. 登録デザインの保護範囲は、一般の需要者に全体的に同一か類似の印象を与えるデザイン全てを含むこととする一方、デザイン登録願書に書いたデザインの対象となる物品とその物品類の区分そのものは、デザインの保護範囲に影響を及ぼさないこととする（案第93条第2項新設）。

法律第 号

デザイン保護法の一部改正法律案

デザイン保護法の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「書体及び画像を」を「書体、画像及びグラフィックシンボルを」に改め、同条に第2号の3を次のように新設する。

2の3. 「グラフィックシンボル」とは、形状・色彩又はこれらを結合した記号や表示のことをいう。

第31条第1項中「電子署名」を「『電子署名法』第2条第2号に基づく電子署名（以下「電子署名」という。）」に改める。

第93条見出し以外の部分を第1項とし、同条第1項（従前の見出し以外の部分）中「デザイン登録願書の記載事項及びその願書に添付された図面・写真又は見本や図面に書いてあるデザインの説明に沿って」を「次の各号の事項に」に改め、同条に各号を次のように新設し、同条に第2項を次のように新設する。

1. デザイン登録願書の記載事項

2. デザイン登録願書に添付された図面・写真又は見本

3. デザイン登録願書に添付された図面に書いてあるデザインの説明

②第1項による登録デザインの保護範囲は、一般の需要者に全体的に同一か、類似の印象を与えるデザイン全てを含む。この場合、第37条第1項第3号によりデザイン登録願書に書いたデザインの対象となる物品とその物品類の区分そのものは、デザインの保護範囲に影響を及ぼさない。

附 則

第1条（施行日） この法律は、公布後3か月が経過した日から施行する。

第2条（登録デザインの保護範囲等に関する適用例） 第2条第1号及び第93条の改正規定は、この法律の施行後に出願したデザイン登録出願から適用する。

国会で議決された不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律をここに公布する。

大統領 ユン・ソンニョル

2023年3月28日

国務総理 ハン・ドクス

国務委員及び産業通商資源部長官 イ・チャンヤン

法律第19289号

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第2条第1号イ目中「国内」を「次のいずれかに該当する正当な理由なしに国内」に、「標識」を「標識（以下この目において「他人の商品標識」という。）」に改め、同目に1)及び2)をそれぞれ次のように新設する。

- 1) 他人の商品標識が国内に広く知られる前からその他人の商品標識と同一・類似の標識を不正な目的なしに継続して使用する場合
- 2) 1)に該当する者の承継人として、不正な目的なしに継続して使用する場合

第2条第1号ロ目中「国内」を「次のいずれかに該当する正当な理由なしに国内」に、「標識（商品の販売・サービスの提供方法又は看板・外観・室内装飾等、営業提供場所の全体的な外観を含む。）」を「標識（商品の販売・サービスの提供方法又は看板・外観・室内装飾等、営業提供場所の全体的な外観を含み、以下この目において「他人の営業標識」という。）」に改め、同目に1)及び2)をそれぞれ次のように新設する。

- 1) 他人の営業標識が国内に広く知られる前からその他人の営業標識と同一・類似の標識を不正な目的なしに継続して使用する場合
- 2) 1)に該当する者の承継人として、不正な目的なしに継続して使用する場合

第2条第1号ハ目中「非商業的使用等、大統領令で定める正当な理由なしに」を「次のいずれかに該当する正当な理由なしに」に、「含む」を「含む。以下この目において同じ。」に改め、同目に1)から3)までをそれぞれ次のように新設する。

- 1) 他人の氏名、商号、商標、商品の容器・包装、その他他人の商品又は営業であることを表示する標識が国内に広く知られる前からその他人の標識と同一・類似の標識を不正な目的なしに継続して使用する場合

- 2) 1) に該当する者の承継人として、不正な目的なしに継続して使用する場合
- 3) その他非商業的使用等、大統領令で定める正当な理由に該当する場合

第3条の3を次のように新設する。

第3条の3（誤認混同防止の請求）第2条第1号イ目又はロ目の他人は、次の各号のいずれかに該当する者に、その者の商品又は営業と自己の商品又は営業間で出所の誤認や混同を防止する上で必要な表示をすることを請求できる。

1. 第2条第1号イ目1) 又は2) に該当する者
2. 第2条第1号ロ目1) 又は2) に該当する者

第4条に第3項を次のように新設する。

③第1項に基づいて第2条第1号ヌ目の不正競争行為の差止又は予防を請求できる権利は、その不正競争行為が続く場合に、営業上の利益が侵害されたか侵害されるおそれのある者がその不正競争行為により営業上の利益が侵害されたか侵害されるおそれのあるという事実及びその不正競争行為をした者を知った日から3年間行使しなければ、時効の完成により消滅する。その不正競争行為が始まった日から10年が過ぎたときも、同様である。

第7条第1項中「関係書類や帳簿・製品等」を「関係資料や製品等」に改める。

第9条の4第2項中「命じられる」を「命じなければならない」に改める。

第13条の見出し中「善意者」を「営業秘密侵害善意者」に改める。

第14条の見出し「(時効)」を「(営業秘密侵害行為差止請求権等に関する時効)」に改める。

第17条の2を削除する。

附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（この法律の施行前の不正競争行為に関する経過措置）第2条第1号イ目及びロ目の改正規定にもかかわらず、この法律の施行前に行われた不正競争行為については、従前の規定に従う。

第3条（不正競争行為に対する差止・予防請求権の時効に関する経過措置）この法律の施行前に行われた第2条第1号ヌ目の不正競争行為に対して差止又は予防を請求できる権利の時効については、第4条第3項の改正規定にもかかわらず、従前の規定に従う。

改正理由及び主要内容

国内に広く知られている他人の商品標識又は営業標識の誤認混同行為に対し、不正な目的なしに先に使用していた場合は不正競争行為から除外し、他人は、善意の先使用者に、

その者の商品又は営業と自己の商品又は営業間で出所の誤認や混同を防止する上で必要な表示をすることを請求できるようにし、アイデアの奪取に対し、営業上の利益が侵害されたか侵害されるおそれのあるという事実及びその不正競争行為者を知った日から3年、その不正競争行為が始まった日から10年が過ぎれば、侵害差止請求をできないようにする一方、不正競争行為等の行政調査の対象を関係書類や帳簿のみならず、デジタルファイル等も含まれるよう関係資料に拡大し、原本証明機関が補助金を他の目的として使用した場合は、期間を定めて必ず返還を命ずるようになる等、現行制度の運営上現れた一部の不備を改善・補完する。

<法制処提供>

1-8 「特許庁とその所属機関の職制施行規則」の一部改正令案の立法予告（特許庁公告第2023-110号）

電子官報（2023.3.30.）

特許庁公告第2023-110号

「特許庁とその所属機関の職制施行規則」の一部改正令案を立法予告するに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第41条に基づいて次のとおり公告します。

2023年3月30日

特許庁長

「特許庁とその所属機関の職制施行規則」の一部改正令案の立法予告

1. 改正理由及び主要内容

高品質な審査サービスの提供による半導体分野関連技術の速やかな権利化を支援するために、特許庁に2024年12月31日まで存続する一時的な組織として半導体審査推進団を新設するに伴い、これに必要な人員1名（高位公務員団1名）を特許審判院から特許庁に再配置し、AI特許行政システム開発の総括のために必要な人員1名（5級1名）を特許庁ソウル事務所から特許庁に再配置し、不正競争行為の根絶のために必要な人員1名（5級1名）を増員し、商標・デザイン審査を強化するために必要な人員1名（6級1名）を増員し、国家コア技術関連特許の管理のために必要な人員1名（7級1名）を増員し、情報顧客支援局、融合複合技術審査局、電気通信技術審査局、化学生命技術審査局及び機械金属技術審査局の名称を産業財産情報局、デジタル融合審査局、電気通信審査局、化学生命審査局及び機械金属審査局に変更する内容に「特許庁とその所属機関の職制」が改正（大統領令第00000号、2023.4.7.公布・施行）されることを受け、変更される事項を反映す

る一方、特許庁の半導体分野特許審査の機能を強化するために、電気通信技術審査局の3課（半導体審査課、ディスプレイ審査課、電子部品審査課）を半導体審査推進団に移管し、総額人件費制を活用して半導体審査推進団に2026年4月7日まで存続する半導体素材審査チーム、半導体組立工程審査チーム及び半導体製造装置審査チームを新設し、効率的な人員の運営のために、総額人件費制を活用して特許庁の定員4名（6級2名、8級2名）の職級を上方調整（5級2名、7級2名）し、特許庁ソウル事務所の効率化のために、従前の管理課と電算資料課を統合して総括支援課を新設し、特許庁の下部組織の分掌事務の一部を整備しようとするものである。

2. 意見提出

この改正案について意見がある機関・団体又は個人は、2023年4月3日までに国民参加立法センター（<http://opinion.lawmaking.go.kr>）を通じてオンラインで意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長（受信：イノベーション行政担当官）に提出してください。

イ. 予告事項に対する賛成又は反対意見（反対の際はその理由を明示）

ロ. 氏名（機関・団体の場合は、機関・団体名と代表者名）、住所及び電話番号

ハ. その他の参考事項等

※提出意見の送り先

一般郵便：大田広域市西区庁舎路 189 政府大田庁舎 4 棟、特許庁イノベーション行政担当官室（〒35208）

電子郵便：stone123@korea.kr

Fax：042-472-3504

3. その他事項

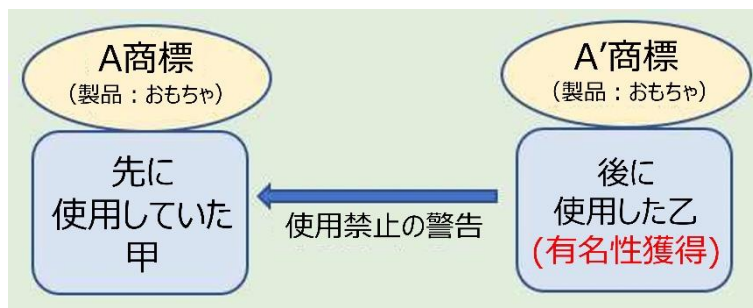
改正案に対する詳細は、特許庁ウェブサイト（<https://www.kipo.go.kr>）の「冊子/統計→法令及び条約→立法予告」を参照するか、特許庁イノベーション行政担当官室（電話042-481-5054）にお問い合わせください。

1-9 韓国特許庁、有名商標に対する先使用者保護規定を制定

韓国特許庁（2023.3.28.）

私で使用していた未登録商標、他人が使用して有名になったら？

【事例】



甲は、特許庁に商標登録をしないまま、A という商標を使用しておもちゃを販売してきた。ある日、別の人である乙が、偶然甲が使用する商標と類似している A' を自社の商標として使用しおもちゃを販売し始めた。A' はテレビ広告・SNS の広報などを通じて大きな人気を博し、おもちゃ分野で韓国内売り上げ 1 位に上るなど、韓国に広く知られるようになった。その後、甲は乙から A 商標を使用しないようにという警告状をもらった。

今年 9 月 29 日から国内に広く知られている他人の商標（以下「有名商標」という。）と同一・類似の商標を先に使用していた者は、不正な目的がない限り、当該商標を引き続き使用できるようになる。

韓国特許庁は、このような内容を盛り込んだ改正「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」(※)（以下「不正競争防止法」）が 3 月 28 日火曜日に公布され、9 月 29 日金曜日から施行予定であると発表した。法改正の前は、自分が商標を先に使用していたとしても、同一・類似の他人の商標が有名になった時点からは当該商標をこれ以上使用できなかつた。先使用者は、製品や営業所の看板などを廃棄・交換するなどの経済的損害を甘受しなければならなかつた。今回の改正法は、そのような不合理を改善し、善意の先使用者を保護するためのものである。ただし、このような規定が導入されても、先使用者は自分の商標を他人が使用することを禁止するなどの積極的な権利行使を行うことはできない。したがって、自分が使用する商標を積極的な権利として認められるためには、他人より先に出願して商標登録を受けることが望ましい。有名商標と先使用者の商標の共存によって発生し得る消費者の誤認混同を防止するため、改正法には、有名商標の保有者が先使用者に誤認混同の防止に必要な表示を請求できる規定も設けられている。

※ホン・ジョンミン議員代表発議（2021. 1. 26）、イ・ギョミン議員代表発議（2021. 1. 29）、ハン・ムギョン議員代表発議（21. 3. 16）

また、アイデアの奪取行為差止請求権に対する時効が奪取したアイデアの無断使用行為を認知した日から 3 年、または不正競争行為が始まった日から 10 年と明確に規定される。アイデアの取引関係がより安定し、アイデアの活用・普及に役立つと予想される。

不正競争行為の行政調査で現場調査の対象を書類、帳簿・製品だけでなく、デジタルファイルなども含む「資料」に拡大する内容と、営業秘密原本証明機関が国から受け取った補助金を他の目的で使用した場合、それを義務的に回収するようにする改正も行われた。

特許庁の産業財産保護協力局長は、「最近、SNS などの発達により、特定の商品や営業が短期間で有名性を獲得する事例が増加すると予想されるが、今回の改正案は、そのような場合、善意で商標を先に使用していた者を保護できる有意義な法案だ」とし、「公正な取引秩序の確立など、制度の整備に向けた取り組みを続けていきたい」と強調した。

関係機関の動き

2-1 韓国特許庁、技術流出の防止のためにオーダーメイド型相談を強化する

韓国特許庁（2023. 3. 16.）

最適な技術保護戦略を提供する「IP-MIX 戦略コンサルティング」を新規推進
企業の管理能力に応じたオーダーメイド型営業秘密保護コンサルティングを強化
技術警察・弁護士の「訪問型技術保護現場コンサルティング」を新設・運営

韓国特許庁は、最近グローバル技術競争が激化（※）するに伴って先端技術の保護に困っている中小・中堅企業と大学・公共研究機関のために、営業秘密・技術保護コンサルティング支援を強化すると発表した。

※最近5年間、コア技術などの海外流出による被害額は約22兆ウォン（2022年国家情報院）と推計されており、中小企業の技術流出被害額は2,827億ウォン（2022年中小ベンチャー企業部）規模であることが明らかになった

第一に、今年から技術別特性に合わせて特許・営業秘密などの多様な知的財産を活用し最適な技術保護戦略を提供する「IP-MIX（知的財産混合）戦略コンサルティング」を新規で推進する。適切な技術保護手段を選んだり組み合わせたりするなど、効果的な技術保護戦略がなければ、競合他社がその技術を容易に模倣することができ、法的に被害救済が受けられない状況が発生し得る。

【参考】A社は医療機器の開発・メーカーとして、関連技術のデータおよび実行ソフトウェアの資料などを持ち出した従業員を営業秘密の流出で告訴した。しかし、A社が当該医療機器の技術内容を特許出願して公開した等の理由により裁判所から営業秘密として認められず、技術流出の被害を甘受せざるを得なかった。

企業等は、IP-MIX 戦略コンサルティングを通じて技術保護専門家の訪問コンサルティングを支援してもらうことで、自社が保有している技術を競合他社や後発企業などが追撃・模倣することを防止できる。

第二に、企業等の営業秘密管理体系の定着に向けて、営業秘密保護コンサルティングを基礎→深化の2段階から基礎→深化→後続の3段階に強化する。韓国知識財産保護院の営業秘密保護センターは、①営業秘密基礎コンサルティングを通じて、申込機関の営業秘密管理現況を診断した後、管理方策を提供(1日)する。また、②営業秘密深化コンサルティングを通じて、専門家が訪問し、オーダーメイド型営業秘密管理体系の構築を支援(3~5日)している。今回新設した③営業秘密後続コンサルティングは、営業秘密深化コンサルティングを支援してもらった機関が、追加で営業秘密管理現況を確認してもらい、補完したい場合に利用できる。

第三に、技術流出・侵害被害が発生した中小企業と大学・公共研究機関の被害救済を強化するために、弁護士による法律諮問も強化する。営業秘密専門弁護士による法律諮問を持続的に提供する一方、特許庁の技術警察と営業秘密保護センターの弁護士が共同で被害を受けた現場を訪問し、被害救済や技術流出・侵害捜査などを総合的に支援する「訪問型技術保護現場コンサルティング」を新しく実施する。

特許庁の産業財産保護協力局長は、「技術は、一度流出すれば取り返しがつかないため、韓国企業が営業秘密・技術保護コンサルティングを通じてコア技術を安全に保護できるよう積極的に支援していきたい」と述べた。

一方、IP-MIX 戦略コンサルティングは3月16日木曜日から3月30日木曜日まで、営業秘密深化コンサルティングは3月16日木曜日から3月24日金曜日まで営業秘密保護センターのウェブサイト(www.tradesecret.or.kr)からオンラインで申し込める。

2-2 韓国特許庁、学習用品の知的財産権虚偽表示 677 件を摘発

韓国特許庁 (2023. 3. 20.)

楽しい新学期の始まり、知財権虚偽表示にご注意ください

韓国特許庁は、2023 年新学期を迎え、学習用品に対する需要が増加すると予想されることから、消費者の被害を予防するために2月1日水曜日から23日木曜日まで学習用品全般に対する知財権虚偽表示の集中取り締まりを実施したと発表した。今回の取り締まりでは、主要オープンマーケットで販売中の学習用品全般を対象に特許・デザイン等知的財

産権表示・広告の現況をモニタリングし、モニタリングの結果、23種の製品から677件の虚偽表示を摘発した。

摘発された虚偽表示の類型を見ると、権利の消滅後も有効な権利として表示した場合416件、存在しない権利を表示した場合176件、知的財産権の名称を誤って表示した場合48件、製品に適用されない権利を表示した場合23件、出願中でないのに知的財産権の出願表示をした場合14件となっており、メーカーが消滅したか存在しない権利を表示する方法で学習用品に知的財産権を虚偽で表示し販売していたことが確認された。

摘発された製品の種類を見ると、クリアファイル93件、紙粘土83件、アルファベット学習用ブロック79件、ロールピアノ75件、図書76件、その他271件の順となっている。文房具、美術用品、学習教具、音楽用品、図書などさまざまな学習用品に対して幅広く知的財産権の虚偽表示が発生していることが明らかになった。

【学習用品の知財権虚偽表示の例】

| | | |
|---|---|--|
|  |  |  |
| <p>存在しない権利の表示</p> | <p>誤った知財権名称の表示</p> | <p>消滅後権利の表示</p> |

特許庁は、今回摘発された677件に対し、オープンマーケットの事業者に知財権虚偽表示に該当する製品を告知し、正しい表示方法を案内した上で、虚偽表示製品に対する修正・削除などの是正措置を完了した。また、特許庁は、積極行政の一環として、知的財産権の表示方法に対する消費者の理解を深めるために、特許・デザイン等知的財産権別の正しい表示方法を知的財産権虚偽表示通報センター（www.ip-navi.or.kr/ipfsMain/ipfsMain.navi）から提供する予定である。

特許庁の産業財産保護協力局長は、「国民の関心と需要が高まっている製品を中心に知的財産権虚偽表示のモニタリングを強化し、知的財産権虚偽表示を予防するための教育および広報活動を拡大するよう取り組んでいきたい」と述べた。

2-3 韓国特許庁、韓国企業苦しめる海外『NPE』への対応策を発表

韓国特許庁（2023.3.24.）

NPE との特許紛争による韓国企業の輸出リスク緩和を期待する
国家知識財産委員会、「海外 NPE 特許紛争支援策」を議決

- 彼を知り己を知れば百戦殆からず：NPE（特許不実施主体）の特許情報分析から買取り活動まで、詳細情報を提供する
- 集中支援：半導体など、韓国の主力産業での特許紛争に政府の支援を集中させる
- ブーメラン効果の防止：特許のブーメラン効果を防止するための指針など、管理体系を設ける
- 防御から攻撃へ：優秀特許と韓国 NPE を通じて、韓国も知的財産の収益化を推進する

政府は 3 月 23 日木曜日 16 時 15 分、ハン・ドクス総理の主催で、政府ソウル庁舎で第 33 次国家知識財産委員会を開き、「海外 NPE 特許紛争支援策」を議決した。

【韓国企業への影響】

今後、韓国企業の海外輸出で NPE（※）との特許紛争による輸出リスクが下がると期待される。今回の対策により、①韓国企業が海外 NPE のハイリスク特許を事前に把握して特許紛争に前もって備えることができ、②半導体など、韓国の主力産業での海外 NPE の攻撃に対する防御能力も高まるとみられる。また、③大学・公共研究機関の特許が海外に売却された後、NPE の訴訟として返ってきて韓国企業を攻撃する、いわゆるブーメラン効果の特許事例も減ると予想される。加えて、海外 NPE に対する防御的な対応を超え、韓国も海外から積極的に特許収益を確保できるきっかけになるものと見通す。

※NPE (Non-Practicing Entity) とは、保有している特許権をもって製造や販売などの生産活動を直接せずに、特許権の行使（ライセンス、損害賠償訴訟）によって収益を上げる企業を意味する

【推進の背景】

韓国企業に対する海外 NPE の特許訴訟が 2019 年 90 件から 2022 年 126 件に増加しているため、韓国企業の負担が増しており、海外に売却された特許が NPE の訴訟として返ってくるブーメラン特許も発生している状況である。特許侵害訴訟は当該国での製品販売を禁止させることもできるが、韓国企業の主要輸出市場である米国で NPE の特許侵害訴訟の約 95%が発生していることから、海外輸出に大きなリスクとなっている。また、米国は損害賠償額と訴訟費用が韓国に比べてはるかに高く（※）、訴えられた企業の負担が大きい方である。

※（損害賠償額の中央値）米国 69 億ウォン VS 韓国 1 億ウォン

（1 審訴訟費用の平均値）米国 11.5～69 億ウォン VS 韓国 1.7～4.6 億ウォン

【主な推進内容】

そのため、韓国特許庁は、韓国企業の海外 NPE との特許紛争を支援するための総合対策として、関係政府機関と共に 4 大戦略、14 の推進課題を策定した。今回の対策の主な内容は次のとおりである。

戦略 1. 海外 NPE の活動動向に関する情報提供を強化する

特許分析の結果、海外 NPE が韓国企業を対象とした訴訟に使用した特許は、一般訴訟に使用された特許権より平均的に「被引用数」と「ファミリー特許（※）数」がはるかに高いという特徴を示した。政府は、このような NPE 訴訟特許の特性データを利用して紛争ハイリスクの特許情報を提供し、産業別に紛争リスクを早期に警報するサービスを今月末に開始する予定である。

※一つの特許が複数の国に出願される場合、各国に出願された特許をいう



海外 NPE は、特許訴訟前の事前作業として特許を新規で買い取るか、買い取った特許権の権利範囲を再設定 (Reissue) する傾向がある。このような特異動向をモニタリングした上で特許リスクを分析し、韓国企業に先行的に提供する案も年内に推進する計画である。

戦略 2. 海外 NPE との特許紛争頻発産業を集中的に支援する

米国での訴訟を基準にすると、韓国企業と NPE の特許紛争の約 85%が情報通信と電気電子分野に集中している。このような現実に合わせて、特許紛争対応戦略コンサルティング（※）など、NPE との特許紛争が頻繁な産業分野に政府支援事業を集中的に提供する。海外 NPE は訴訟収益の最大化のため多数の企業を同時に攻撃するだけに（※※）、個別対応ではなく共通紛争争点企業が共同で対応できるよう、半導体等主要産業分野の協会・団体との協力体系も強化していく。

※特許侵害分析（相対特許への侵害有無）、紛争特許の無効化・回避設計、警告状への対応、訴訟防御、ライセンスの交渉戦略など

※※直近5年間（2018～2022）、同一のNPE特許に対する多数の韓国企業の共同提訴事例は41件

戦略3. ブーメラン特許は防ぎ、戦略4. 韓国も海外からの特許収益の創出を推進する

大学・公共研究機関の特許がブーメランとして返ってくる状況を防止するために、海外へ特許を移転する際の韓国企業に対する保護装置を設けるよう実務指針（※）を提供し、自主審議委員会の構築を推進する。また、海外NPEに対する防御的な対応から脱し、韓国も海外から特許収益を積極的に創出する必要がある。このため、政府は、海外企業により特許権を侵害された韓国企業が積極的に権利を行使して収益を創出できるよう、韓国投資会社の訴訟投資または韓国NPEへの訴訟委託（アウトソーシング）の誘致を支援する。

※国内企業不提訴特約、国内企業提訴時に移転機関の同意などの契約文言を提供する

特許庁長は、「本日議論された『海外NPE特許紛争支援策』を迅速に推進し、海外NPEとの特許紛争により韓国企業の海外輸出に支障がないよう全ての支援を集中する」と述べた。

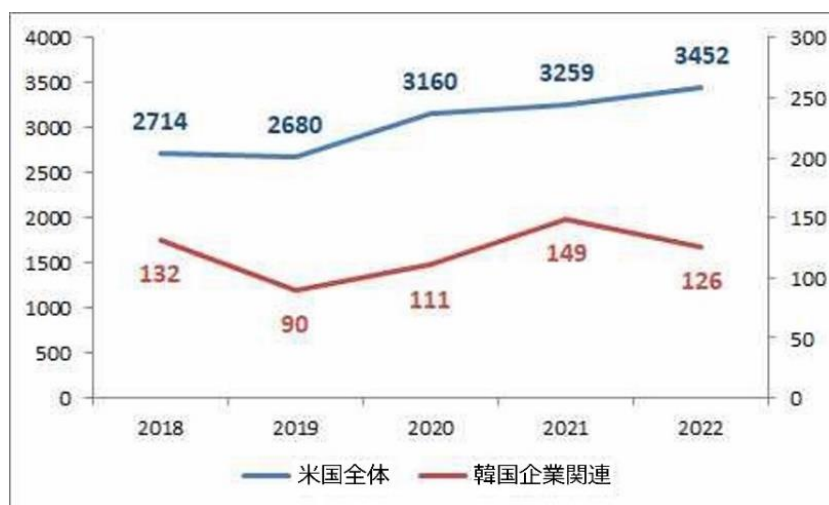
添付：韓国企業を相手にしたNPE特許訴訟の現況（2018～2022年、米国1審基準）

【年度別推移】韓国企業とNPEの特許紛争は、最近、増加傾向にある

韓国企業を相手にしたNPEの訴訟は2019年90件で底を打ったが、2021年149件に増加した。2022年はやや減少傾向にある。

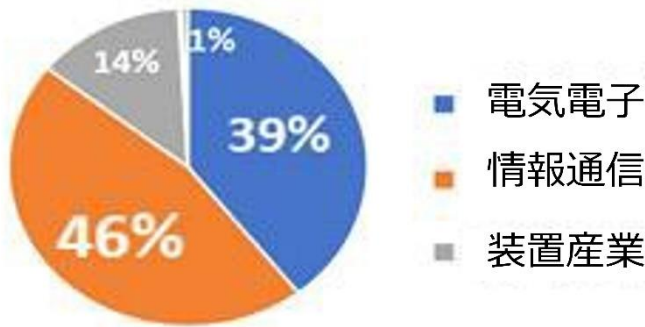
※米国NPE特許訴訟の国別の割合：米国47%、中国21%、韓国10%の順（2022年1～11月、5件以上訴えられた企業基準）

NPE特許訴訟（件）



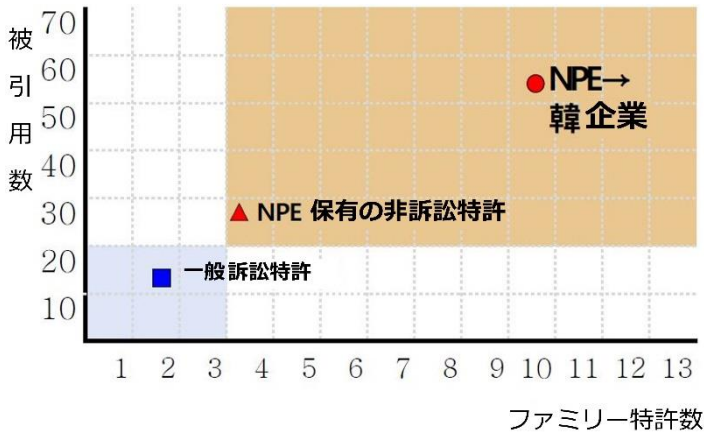
【技術分野】 韓国企業・NPE の紛争は、情報通信・電気電子分野に集中している
 (6大産業) 情報通信 46% (284 件)、電気電子 39% (239 件) に特許訴訟が集中しており、
 化学・バイオ分野での NPE 特許訴訟は 0 件である。

6大産業分類別の割合



【NPE 訴訟特許の特徴】

NPE が韓国企業訴訟時に使用した特許 (赤い丸●) の被引用数/ファミリー特許数 (53 回 /9.4 件) は、NPE の非訴訟特許 (赤い三角▲) (28 回/1.9 件) を大きく上回る。



【ブーメラン特許】

直近 10 年間 (2013~2022)、海外 NPE が韓国企業との特許訴訟に活用した特許 1,317 件のうち 52 件 (※) (3.9%) は韓国技術が NPE に移転したものである。

※特許の出所：大企業 30 件、中小企業・個人 11 件、大学・公共研究機関 11 件

2-4 「2023 国民安全発明チャレンジ」のアイデアを受け付ける
 韓国特許庁 (2023. 3. 27.)

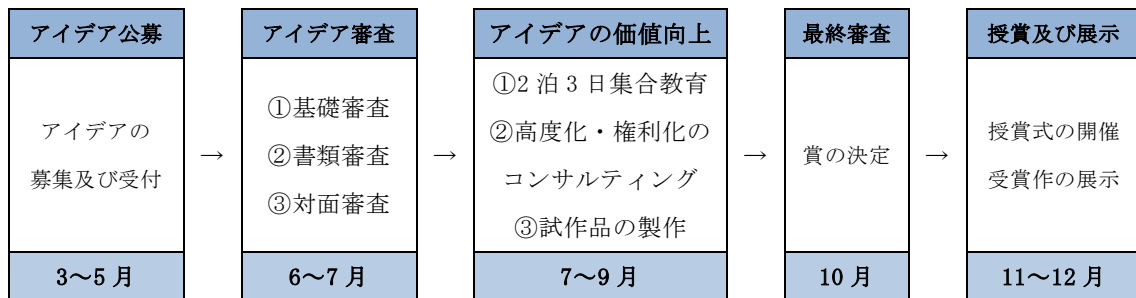
国民の安全を守ってくれる現場のアイデアを探しています

韓国特許庁は、関税庁、警察庁、消防庁、海洋警察庁と共に「2023 国民安全発明チャレンジ」に対するアイデアの受け付けを3月27日月曜日から5月31日水曜日まで行う。今年からは、従来の4庁に加えて関税庁が新規で参加し、5庁が共同で主催することになった。

第6回目を迎える国民安全発明チャレンジは、国民の安全を背負う関税庁・警察庁・消防庁・海洋警察庁所属公務員の災難・災害、事件・事故現場の経験を通じて国民の安全を守ってくれる技術を見つけるための公募展である。公募内容は直ちに現場に適用可能な国民の安全に関わるアイデアであり、関税庁・警察庁・消防庁・海洋警察庁所属の公務員および職員であれば誰でも国民安全発明チャレンジのウェブサイト（www.safetyinvention.kr）を通じて1人当たり最大5件まで応募できる。

各分野の専門家審査を経て選定されたアイデアは、知的財産専門家と一緒にアイデアを具体化し、特許出願まで進むよう支援する予定である。最終選定されたアイデアが高度化すれば、最終審査を経て国会議長賞などを授与し、賞金を支給する。展示・広報や技術移転などの後続措置を通じてアイデアが実際の災難・災害、事件・事故現場で活用されるよう後押しする計画である。

【2023 国民安全発明チャレンジの推進手続き（案）】



また、今年からは国民参加部門を新設し、各庁が抱えている現場の問題に対する国民のクリエイティブなアイデアを見いだす。国民参加部門は、公務員部門とは別に5月から行われ、国民の安全に関するアイデアを共有してもらい、各庁で活用する予定である。優秀アイデアの提案者には、特許庁長賞と賞金などが支給される。

一方、2023 国民安全発明チャレンジに関する詳細は、韓国発明振興会発明振興室（☎02-3459-2742）に問い合わせればよい。

2-5 韓国特許庁、韓国企業の知的財産権保護説明会を開催

韓国特許庁 (2023. 3. 27.)

企業家向け知的財産保護政策および制度の紹介

韓国特許庁は、大韓商工会議所と韓国知識財産保護院と共に3月31日金曜日午後2時からソウルで「韓国企業の知的財産権保護に向けた説明会」を開催する。

中小企業の技術奪取・流出の増加による被害が相次ぎ、知的財産保護の重要性が増している中、今回の説明会は、積極行政の一環として、知的財産保護政策などに関する紹介を通じて韓国企業家の疑問を解消し、知的財産権保護の意識を高めるために設けられた。

説明会では、①韓国企業のイノベーション成長に向けた知的財産保護政策、②知的財産権の保護に向けた政府支援事業、③知的財産権犯罪捜査の現況および侵害発生時の通報手続きに対する紹介と政策方向が発表される。

特許庁の産業財産保護協力局長は、「韓国の企業家に今回の説明会を有効に活用してもらいたい。特許庁も韓国企業家の知的財産権の保護を積極的に支援していきたい」と述べた。一方、説明会は、関心のある企業家であれば誰でも無料で参加することができ、大韓商工会議所ウェブサイト (www.korcham.net) のイベント/教育掲示板からオンラインで申し込みやすい。

2-6 韓国特許庁、「知的財産とイノベーション」第6号を発刊

韓国特許庁 (2023. 3. 29.)

半導体をめぐる課題など、制度・政策および国内外の争点を収録

韓国特許庁は、知的財産分野の主要政策・争点と判例に対する学術誌「知的財産とイノベーション」第6号を3月30日木曜日に発刊すると発表した。「知的財産とイノベーション」は、国民の知的財産に対する関心と理解を深めるために年1回発刊している。

「知的財産とイノベーション」第6号は、半導体をめぐる特許分野の課題、許可等による特許権存続期間延長制度、商標共存同意制度（コンセント制度）の導入、欧州単一効特許制度の発足など、幅広いテーマを扱っている。半導体をめぐる技術覇権争いの時代における半導体産業の活性化に向けた知的財産観点からの課題を扱う一方、医薬品における許可等による特許権存続期間延長制度の改善の必要性に関する考察などが収録されている。

その他、同一・類似商標審査手続きの簡素化および商標の活用促進に向けた商標共存同意制度の導入に対する検討や欧州単一効特許制度の発足を控えている視点における欧州単一特許裁判所の役割と単一効特許制度の活用に関する内容など、国内外の争点を網羅する多様な内容が盛り込まれている。

特許庁長は、「特許庁の構成員と外部専門家の悩みを盛り込んだ本学術誌が、関連の産学官界、そして知的財産に興味のある国民とのコミュニケーションの場になってほしい」と述べた。

一方、本学術誌は、国民が学術誌により手軽にアクセスできるよう特許庁ウェブサイト（www.kipo.go.kr）の冊子/統計掲示板に掲載され、共有と普及のために特許裁判所や関連学会などの関連機関にも配布される予定である。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 韓国特許庁、輸出企業向け「特許紛争リスク警報システム」を公開

韓国特許庁（2023. 3. 28.）

海外特許紛争リスク、事前に確認しましょう！

- 輸出企業の特許紛争レーダー、「特許紛争リスク警報システム」をオープン
- デジタル情報通信や半導体等 14 分野、特許紛争リスク高い
- 特許紛争ハイリスク特許リストや特許紛争対応要領等も提供

韓国の輸出企業に莫大な訴訟費用と輸出中断などの被害を与える海外特許紛争のリスクを「特許紛争リスク警報システム」を通じて技術分野別に一目で把握し、備えられるようになる。

韓国特許庁は、輸出企業の特許紛争を予防するため、「特許紛争リスク警報システム」（ipalert.koipa.re.kr）を 3 月 28 日火曜日に公開すると発表した。「特許紛争リスク警報システム」は、技術分野全体を 37 に分け、技術分野別に米国市場での特許紛争リスクの水準を「非常に高い」、「高い」、「普通」、「低い」の 4 段階で教えてくれる。

「特許紛争リスク警報システム」によると、米国では、デジタル情報通信、有線・無線通信、コンピューター、半導体、医薬、バイオ等 14 の技術分野で特許紛争リスクの水準が高いことがわかった（2022 年基準）。特許紛争リスクが「非常に高い」技術分野は、デジ

タル情報通信、経営・金融・商取引の IT システム、オーディオ・映像、有線・無線通信、コンピューターの 5 つとされている。また、特許紛争リスクが「高い」技術分野は、半導体、通信モジュール・回路、医薬、制御技術、有機精密化学、電気機器、医療技術、生命工学、熱処理工程・装置分野となっている。

特許紛争を予防し、備えようとする企業は、「特許紛争リスク警報システム」から提供する各種情報や支援事業が利用できる。「紛争リスク特許情報」では、米国特許のうち約 1 万件の特許紛争リスク特許（米国特許約 350 万件のうち約 0.3%）（※）を技術分野別に抽出して提供する。「企業紛争リスク診断」では、技術分野別に米国で特許紛争を多発させる海外企業（技術分野別に 30 社）のリストも提供する。企業は、自社が含まれている業種が特許紛争ハイリスクの場合、紛争リスクレベル別対応要領を参考にして前もって備えることができる。また、弁理士等国内外の専門家の助けが必要であれば、特許庁が韓国知識財産保護院を通じて提供する特許紛争対応支援事業（※※）を利用することもできる。

※紛争履歴、被引用数、NPE 保有の有無などを紛争リスク分析アルゴリズムで抽出
※※紛争リスク早期診断：特許紛争リスクの深層診断および紛争予防教育・実習の提供
特許紛争対応戦略：特許侵害分析、特許紛争事前対応戦略などの支援

今年 2 月に企業向け披露会に参加した通信分野の A 社は、「技術分野別の紛争リスク警報や紛争リスク特許・企業情報の提供は、海外の有料専門サイトでも見たことがない」と期待感を示した。オーディオ・映像分野の B 社と医薬分野の C 社は、「特許人材が足りない中小・中堅企業にとって特許紛争のリスクを事前に把握し、備えられる効果が非常に大きいものと予想される」と語った。

特許庁の産業財産保護協力局長は、「特許紛争リスク警報システムは、韓国企業が輸出の過程で特許紛争という暗礁に乗り上げることなく海外市場を開拓・拡大する上で大きく役立つだろう」とし、「これからも特許紛争のリスクが高い輸出企業から意見を収集し、特許紛争リスク警報システムを持続的に高度化していきたい」と述べた。

一方、特許紛争リスク特許および技術分野別特許紛争多発海外企業のリストなど一部のサービスは、会員登録後に利用できる。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 「2023D2B デザインフェア」参加企業を募集

韓国特許庁（2023. 3. 20.）

若手デザイナーと一緒に成長する企業を募集します！

韓国特許庁は、新製品に対するデザインアイデアが必要な企業に優れたデザインの発見と事業化を支援する「2023D2B (※) デザインフェア」に参加する企業を3月20日(月)から4月28日(金)まで募集すると発表した。参加企業は「D2B デザインフェア」に参加するデザイナーにデザインのテーマを提示し、最終審査と授賞までの過程を共にすることになる。企業としては、クリエイティブなデザイナーの優れたデザインアイデアを発見し、会社および製品の知名度を向上させる効果が期待できる。

※D2B: Design to Business (意味: デザインから事業化まで)

今年で18回目を迎える「D2B デザインフェア」は、①参加企業にクリエイティブかつ優れたデザインを提供し、②デザイナーにデザインの権利化と事業化の過程を直接経験できる機会を提供するための公募展である。D2B デザインフェアは、参加企業が提示したテーマに対するデザインを公募する「企業部門」と、デザイナーが自由なテーマでデザインを出品する「自由部門」に分かれて行われる。昨年は計3,245点の作品が出品され、計40点が受賞作として選定された。電気自動車用急速充電器や毒の吸入器を搭載したトレッキングポールなどが優秀デザインに選ばれた。

【2022D2B デザインフェアの主要受賞作】

| 賞の種類 | 大賞 | 金賞 | 銀賞 | 銀賞 |
|--------|---|---|--|---|
| 選定デザイン |  |  |  |  |
| 参加企業 | SK SIGNET | - | Geode Sound | FIABA |
| 出品名 | 電気自動車用 急速充電器 | 毒の吸入器搭載 トレッキングポール | Comfortable Ear buds | Flame |

特許庁の産業財産政策局長は、「D2B デザインフェアを通じて韓国内企業が優れたデザインを発見して事業化し、それを基に成長できるよう支援していく計画だ」と述べた。

一方、参加の申し込みおよびその他詳細は、D2B 事務局 (d2b@d2bfair.or.kr、02-3153-7612) およびウェブサイト (www.d2bfair.or.kr) に問い合わせればよい。

その他一般

5-1 特許電子出願サービス、より簡単で便利になる

韓国特許庁 (2023. 3. 30.)

審判書類作成の利便性改善、登録原簿真偽確認サービスの提供など

今後、オンラインによる特許出願や審判請求の手続きが一層迅速かつ便利に改編される。

韓国特許庁は、今年、特許顧客が特許路（www.patent.go.kr）（※）を通じてより容易に特許出願などができるよう電子出願サービスを改善し、12月からサービスを提供すると発表した。出願人にとっては、審判書類の作成がより便利になり、特許書類のオンライン受信・閲覧が簡単になるに加え、登録原簿の真偽確認がより容易になるものと期待される。

※特許路：出願人が産業財産権の出願、登録、手数料納付等の全過程をオンライン上で進められるよう統合サービスを提供するポータルサイト

①オンラインによる審判請求の際、審判書類を正確かつ容易に作成できるように改善する。

書類の作成過程で誤記載を最少化できるよう、必須情報の自動入力機能を導入し、提出前に欠陥内容をチェックできるセルフミスチェック機能を提供する（※）。また、約100個に及ぶ審判書式を手軽に探せるよう、書式の性格や権利の種類などに区分して提供する予定である。

※審判請求件の約38%に対して補正命令され、このうち約17%が手続き上の欠陥により「却下」または「無効」処分されている

②特許書類のオンライン受信・閲覧機能を強化する。

現在は、特許書類を郵便で送達するとオンラインでは受信できない。しかし、今後は、郵便で送達された場合もオンラインで受信できるようにし、100MB以上の大容量ファイルもオンラインで受信できるように改善する。また、特許顧客が特許書類を別途の閲覧申請なしに特許路からいつでも簡単に照会できるように改善する計画である。

③特許等の登録原簿真偽確認サービスを改善する。

特許の評価機関などの需要機関が登録原簿関連情報をリアルタイムで照会できるよう登録原簿真偽確認用インターフェース（API）を開発して提供する予定である。特許路から、発行時点の登録原簿情報はもちろん、権利の変動内容もリアルタイムで確認できるように改善する。

※API（Application Programming Interface）：既存システム内部の情報を他のシステムでも利用できるよう、データの入出力方式を標準化して提供する

一方、特許庁は、電子出願サービスの改善について、ユーザーの意見が積極的に反映されるよう、特許顧客懇談会とオンライン意見収集を年中常時実施する予定である。

特許庁の情報顧客支援局長は、「特許行政サービスを改善するためにユーザーの意見が最大限に反映されるよう努力する」とし、「特許庁は、これからも、特許顧客がより簡単で便利に特許出願ができるよう、関連手続きを持続的に改善していく予定だ」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧ください。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム